

富 1 8 都 整 発 第 3 7 9 号

平 成 1 9 年 2 月 9 日

関 係 各 位 様

富士吉田市長 萱 沼 俊 夫  
( 公 印 省 略 )

富士北麓都市計画道路・新倉中通り線の変更（廃止）に伴う公聴会の開催について（通知）

立春の候、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃は本市道路行政に多大なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過日開催いたしました市道新倉南線開設に伴う住民説明会において説明させて頂いたとおり、都市計画街路新倉中通り線を市道新倉南線に付替えて実施することに際しまして、先行して都市計画街路新倉中通り線の都市計画の変更（廃止）の手続きを進めております。ついては、別紙のとおり公聴会を開催いたしますので通知いたします。

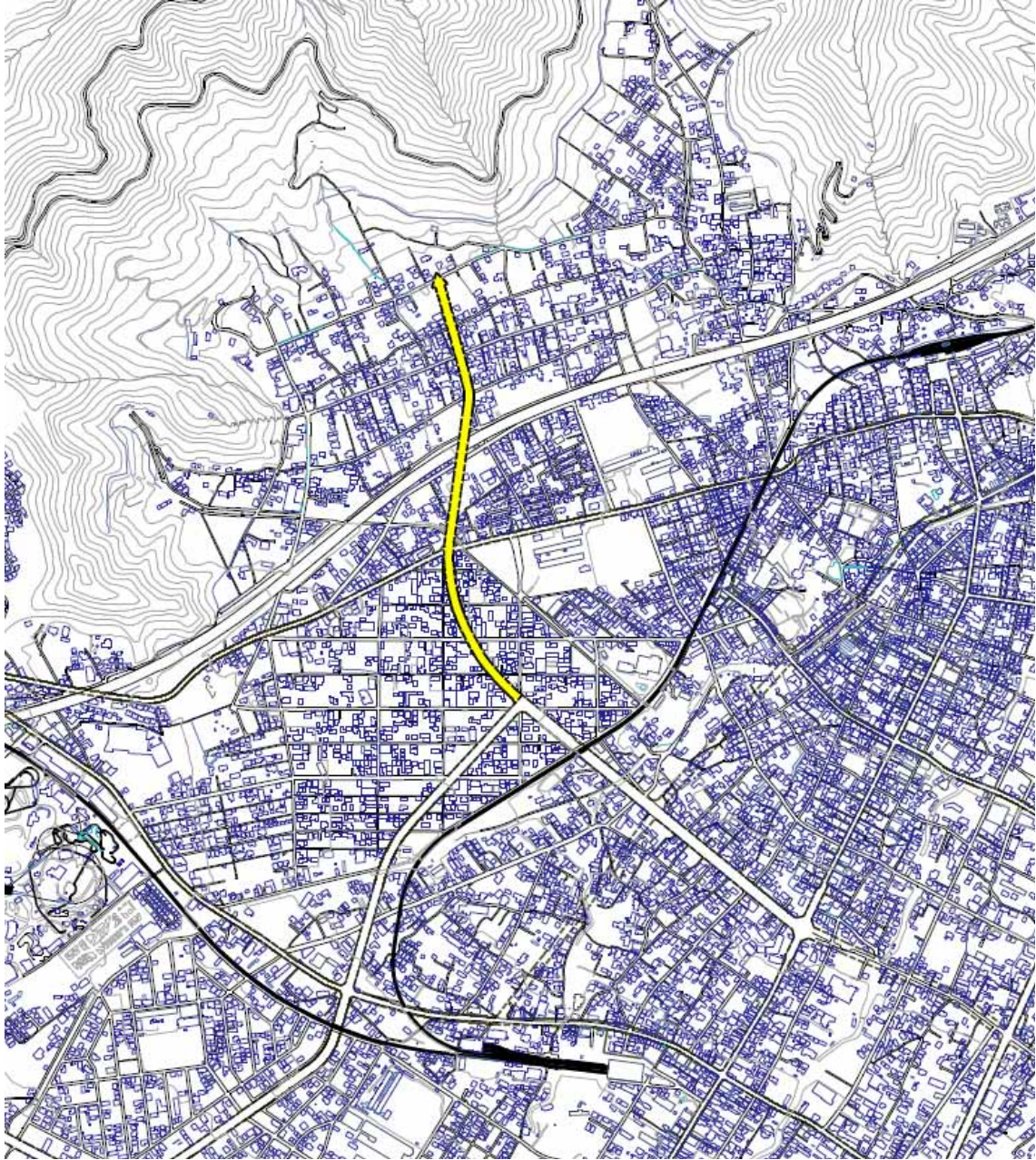
## 公聴会開催のお知らせ


都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び富士吉田都市計画公聴会規則の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

- 1 開催期日 平成19年2月28日午前10時開会
- 2 開催場所 市民会館6階小ホール
- 3 聴こうとする案件 都市計画道路新倉中通り線の都市計画の変更について
- 4 公述申出書の提出先 富士吉田市都市産業部都市整備課
- 5 公述申出書の提出方法 直接持参または郵送（必着）
- 6 公述申出書の提出期間 平成19年2月14日午前9時から  
平成19年2月21日午後5時まで
- 7 都市計画案の概要 富士吉田市都市産業部都市整備課において縦覧に供する
- 8 その他必要な事項 公述申出書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する

問合せ 富士吉田市都市産業部都市整備課  
代表 22-1111 内線（177、194）

# 位置図



凡 例	
	廃止する路線